

白井市消防団協力事業所表示制度に関するQ&A

Q 1 制度が始まった理由は？

A 地域防災の中核的存在である消防団は、団員数が年々減少し、約 200 万人いた消防団員も今では 88 万人となっており、このままでは、地域の防災体制に支障をもたらすことになると憂慮されています。

また、社会経済の進展に伴い、産業構造や就業構造が大きく変化し、全消防団の約 7 割が被雇用者となっています。このような状況の中で消防団の活性化を図るためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となっており、総務省消防庁でこの制度の普及を強く推進しています。

Q 2 「消防団協力事業所」として認められた場合は？

A 白井市から消防団協力事業所表示証が交付され、取得した表示証を事業所等に掲示できるほか、ホームページやポスター、パンフレットなどに掲載して、自社が社会貢献していることをPRすることができます。

また、市の広報やホームページにも事業所が広く紹介されるため、消防団活動に協力することを通して社会貢献していることが市民に周知され、事業所のイメージアップにもつながります。

Q 3 「従業員が消防団員として、相当数入団している」とありますが、相当数とは何名ですか？

A 事業所の従業員数に応じて、次の人数を満たしている必要があります。

- 1 従業員 20 名未満の事業所にあつては、従業員のうち 2 名以上が白井市消防団員である事業所等
- 2 従業員 20 名以上 50 名未満の事業所にあつては、従業員のうち 3 名以上が白井市消防団員である事業所等
- 3 従業員 50 名以上 100 名未満の事業所にあつては、従業員のうち 4 名以上が白井市消防団員である事業所等
- 4 従業員 100 名以上の事業所にあつては、従業員のうち 5 名以上が白井市消防団員である事業所等

Q 4 私の事業所は従業員 20 名未満で、白井市消防団に 1 名、印西市消防団に 1 名入団していますが、認定されますか？

A あくまで白井市消防団への協力を対象としていますので、認定できません。

Q 5 私の会社は複数の店舗があり、複数の店舗の従業員を合わせると、白井市消防団員が3名いますが、この場合は認定されますか？

A この場合、全ての店舗の従業員数の合計が50名未満であれば、認定基準を満たします。申請は、事業所全体を統括する本部などから行うことができます。ただし、表示証の交付は1枚のみとなります。

Q 6 アルバイトは、従業員として解釈してもよろしいか？

A 正規社員、非正規社員の別は問われませんが、短期雇用者は除きます。

Q 7 「従業員の消防団活動について、積極的に配慮している」とはどういうことですか？

A 具体的な例としては、白井市消防団に入団している従業員が消防活動に参加するために休暇等を取得した場合について、就業規則などにより不利益な扱いを受けないことを規定していると共に、消防活動に参加しやすい環境づくりを実施している場合です。

(※白井市消防団に入団している従業員を一人以上雇用している必要があります。)

Q 8 申請・認定にあたって費用はかかりますか？

A 特に費用は必要ありません。

Q 9 会社組織以外でも認定されますか？

A 会社組織に限らず、その他の団体でも認定を受けることができます。

ただし、表示証を掲示することができる事務所等を構えている必要があります。

Q 10 有効期限はありますか。

A 表示証の有効期限は、2年間となります。期限1か月前から更新の手続きができます。更新された場合、表示証の再交付はありません。

更新されずに有効期限の満了を迎えた場合は、表示証を市に返還してください。また、有効期限の満了前に認定基準を満たさなくなった場合は、遅滞なく市に報告し、表示証を返還してください。